

業務指示書

ウクライナ国ミコライウ橋建設事業追加調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月21日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月26日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・橋梁分野のF/S

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：交通計画

2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁計画（上部工）】

1) 類似業務の経験：橋梁計画（上部工）

2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2018年3月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UAH1 = 3.80 円 , US\$1 = 113.268 円 , EUR1 = 134.393 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／交通計画

橋梁計画（上部工）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.59 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月23日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ウクライナ国ミコライウ橋建設事業追加調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／交通計画	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
(ア) 類似業務の経験	(34.00)	(13.00)
(イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	13.00	5.00
(ウ) 語学力	3.00	1.00
(エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
(オ) その他学位、資格等	7.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
(カ) 類似業務の経験	5.00	
(キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
(ク) 語学力	2.00	
(ケ) 業務主任者等としての経験	3.00	
(コ) その他学位、資格等	2.00	
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
(サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
(シ) 業務管理体制	8.00	
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁計画（上部工）	(16.00)	
(ア) 類似業務の経験	12.00	
(イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
(ウ) 語学力		
(エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
(ア) 類似業務の経験		
(イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
(ウ) 語学力		
(エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
(ア) 類似業務の経験		
(イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
(ウ) 語学力		
(エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
(ア) 類似業務の経験		
(イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
(ウ) 語学力		
(エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ウクライナ南部に位置するミコライウ市は、ヨーロッパとアジアを結ぶ黒海沿岸地域の交通の要衝であり、造船業を中心とした重工業地域である。同市はウクライナ内陸部の穀倉地帯からオデッサ港、ユージニ港、イリチヨフスク港等に至る道路網の中で南北方向に走る幹線道路 P-06、H-14、H-11 と東西方向に走る幹線道路 M-14 の合流地点であるため、大型車を含む車両の市街地への流入（3.5万台/日程度）が渋滞を引き起こし、市民の生活環境を悪化させる原因となっている。また、同市を流れるピヴデニ・ブグ川には、1964年に建設された可動橋が2橋存在するが、老朽化が進んでいることから積載重量の制限（24トン/台）を行っている。これによりミコライウ市を経由して貨物を道路輸送する際の輸送コストが増加しており、渋滞と共に円滑な物流を妨げている。したがって穀物等の物流の円滑化及び拡大のため、同市街地を迂回しピヴデニ・ブグ川を渡る新たな橋梁及びアプローチ道路の建設が急務となっている。

2014年6月に調印されたウクライナ・EU連合協定に基づき、ウクライナでは2015年12月に「2020年までのウクライナ道路輸送・道路インフラ開発計画(The Strategic Plan for Development of Road Transport and Road Infrastructure of Ukraine up to 2020)」が策定され、ウクライナ経済の活性化のために安全と環境に配慮した道路網の整備・近代化の重要性が強調されている。ミコライウ橋建設事業は、同計画に則り円滑な車両交通を確保し、南部道路交通網の改善を図るものであり、インフラ省が計画中の5つのバイパス建設事業の中で最優先に位置付けられるものである。

ウクライナ政府から我が国政府に対し2005年7月に本事業に対する円借款の支援要請があり、JICAは2010年10月から2011年10月にかけて協力準備調査を実施した。同準備調査に基づきウクライナ政府は2013年に同事業計画の閣僚会議承認を了したもの、2014年に政変が起き、事業実施には至らなかった。政変後もウクライナ政府からは我が国政府に対し引き続き円借款の支援要請があったが、ロシアとの貿易が急減していることから、ウクライナ南部における物流状況の確認の為、2016年10月から2017年6月にかけて「ウクライナ南部物流情報収集・確認調査」を実施、ミコライウ市内の交通量調査などを行い、本事業の必要性を改めて確認した。本事業に対する円借款の供与可否は未定であるものの、協力準備調査実施後、時間が経過しているため、必要な情報の更新及び本邦技術の適用可能性を追加検討することを目的として本調査を実施するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

ミコライウ橋建設事業

(2) 事業目的

本事業は、ウクライナ国南部のミコライウ市において、ミコライウ橋を含むバイパスを建設することにより、南部道路交通網の改善を図り、もって穀物等の物流の円滑化及び拡大に寄与するもの。

(3) 事業概要

ウクライナ国ミコライウ市の市街地を迂回する橋梁（2.3km）及びアプローチ道路（8km）の建設。

（4）対象地域

ミコライウ市

（5）関係官庁・機関

インフラ省、ウクライナ道路公社（Ukravtodor）

（6）本事業に関連する我が国の主な支援活動
特になし。

3. 業務の目的

ウクライナ政府から円借款の要請のあったミコライウ橋建設事業について、協力準備調査から約6年が経過していることから、事業費（用地補償費・O&M費を含む）・便益等の再計算、実施（調達・施工）方法の再検討、本邦技術適用可能性の再検討及び環境社会配慮の確認等を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ウクライナ政府から要請のあったミコライウ橋建設事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICAに対し説明・協議の上、提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

（1）本調査の位置付け

本調査は、2011年に終了したJICAの協力準備調査を確認・更新するための追加調査である。協力準備調査から約6年が経過していることから、土地利用状況の変化等を加味した、代替ルートの検討が必要であり、それに伴う橋梁形式、需要予測、自然条件等の再検討を行うもの。なお、2011年の準備調査では吊り橋（中央径間510m）、斜張橋（同480m）、鋼トラス橋（同400m）など複数の橋梁形式が比較検討されたが、本調査において改めて再検討を行い、現時点における最適な橋梁形式を選定することを想定している。また、周辺道路形成状況に鑑み、最新の都市計画を考慮し、既存道路・計画道路との接続方法の比較検討も行う。尚、環境社会配慮については、路線・架橋位置等のレビュー及び本邦技術の活用可能性の検討の結果によっては、既存環境社会配慮文書の再作成が必要となるため、本調査においては、既存文書のレビューと追加調査方針の立案に留めることとする。

本調査業務の成果（結果）は本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分JICAと協議すること。

一方、円借款審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ウクライナ側関係機関に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 調査の重点確認項目

協力準備調査の中でとりまとめた以下の項目のレビューを行う。本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、更新を要する場合は、JICAから基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

(3) 設計基準

協力準備調査の中で整理した本事業における採用設計基準、運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を最新のウクライナ国内の道路・橋梁に関する規則・基準等を基に更新する。

(4) 本邦技術の活用

協力準備調査の中で検討した本邦技術をレビューし、最新の技術・市場動向を基に再検討を行い、その結果をJICAに報告する。

(5) 環境社会配慮

本事業については、環境影響評価（EIA）及び住民移転・用地取得計画（RAP）が「ミコライフ橋建設事業準備調査」（2011年）において策定済みであるが、ウクライナ国における最新の関連法及び本調査でのルート・橋梁形式等の検討結果を踏まえ、更新の要否を確認し、本調査において必要な環境社会配慮追加調査方針の立案を行う必要がある。

また、本調査で検討するルート・橋梁形式等を踏まえて、環境社会配慮追加調査を実施する必要があるため、環境社会配慮追加調査範囲確定に必要な諸条件を早期の段階でウクライナ国側と大筋合意するように努めること。更に、円借款事業の審査の検討に必要な資料作成に協力をすること。

なお、本事業については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（平成14年4月）」（以下、「旧JBICガイドライン」）が適用され、カテゴリAと分類されている。他方、既に「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、「新JICAガイドライン」）の施行から年月が経過していることから、新JICAガイドライン水準の環境社会配慮確認を行う方針である。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) JICAが実施した「ミコライフ橋建設事業準備調査」（2011年）と「ウクライナ南部物流情報収集・確認調査」（2017年）の内容を確認、分析した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、インフラ省及びウクライナ道路公社に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 協力準備調査で検討された路線・架橋位置のレビュー

協力準備調査では Route 1~4（以下の図参照）の比較分析を行っており、本事業は Route 2 にて計画されている。本調査では協力準備調査から約 6 年が経過していることから、土地利用状況の変化を確認し、代替ルートを検討する。周辺道路形成状況に鑑み、最新の土地利用動向・都市計画、将来の都市形成上の可能性を考慮し、既存道路・計画道路との接続方法等を含む定量的・定性的な比較検討（費用、効果、環境社会配慮、工期、安全性（工事、交通、自然条件、航路、空域、等）、維持管理性、都市計画との整合性）を行う。また、代替ルート比較の際には「プロジェクトを実施しない」案を含むこと。

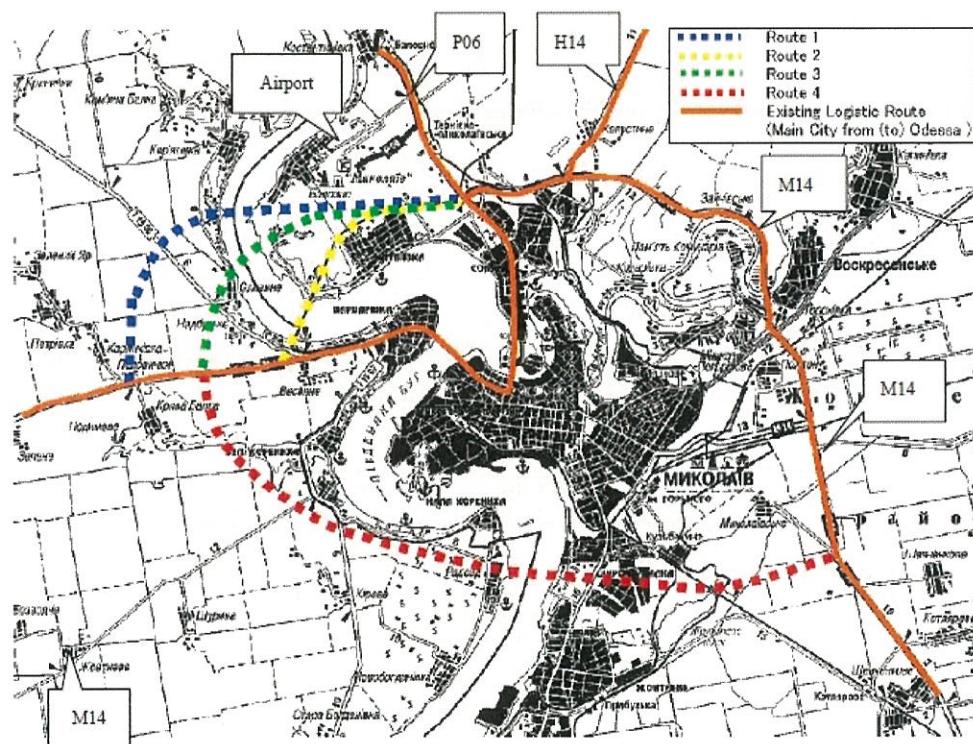


図 南ブグ川を渡河する 4 つのルート案

出典：「ミコライフ橋建設事業準備調査」ファイナル・レポート（2011 年）

(3) 協力準備調査で検討された橋梁形式、接続方式のレビュー

協力準備調査における橋梁形式の比較分析をもとに、「(2) 協力準備調査で検討された路線・架橋位置のレビュー」の検討結果を踏まえ、橋梁形式・接続形式の再検討を行う。橋梁形式・接続形式代替案の比較分析を行う上で概略設計計算書、概略設計図書¹（一般図、平面図・側面図、縦断図、横断図、

¹ 各設計図書類の縮尺の目安は概ね以下の通り。

一般図：1/25,000～1/10,000

平面図・側面図：1/2,500～1/1,000

等）を作成する。予備設計・詳細設計段階でスパン変更等の大きな計画変更が生じないように、ウクライナ国における河川法、航空法等を確認の上、河川管理者、航空当局を含む関係当局と十分に協議を行う。

なお、概略設計を行う際は「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取ること。

1) 橋梁形式の再検討

コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク遞減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、橋梁形式の選定は最も重要な課題である。橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、橋梁形式の選定過程についてJICAと適宜調整・協議するとともに、選定結果についてインフラ省、ウクライナ道路公社に説明の上、報告書に取りまとめること。

(ア) 橋梁形式選定のフローチャート作成

どのような検討プロセスを経て橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては業務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直すこととする。

(イ) 橋梁形式選定上の前提条件の整理

橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。気象条件、河川条件、航路・空域条件、地形条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討対象から外し合理的、効率的な検討を行う。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。一般に架橋位置は橋長を短くすることを重視して決定されるが、その結果、衝突・崩壊確率が高くなる、河積阻害率が高くなる、アプローチ道路が長くなる、沈下対策が必要となる場合もあるので、総合的な判断を行い、これを決定する。

(ウ) 比較表を用いた代替案の検討

前提条件を踏まえ、3～5種類程度に絞り込んだ橋梁形式に対して、経済性（ライフサイクルコスト）、施工性、工期、環境社会配慮、品質、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、最適な橋梁形式を選定する。なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

また、対象橋梁は渡河橋となる。「(4)協力準備調査で実施した自然条件調査の補足」を基に、計画高水量、計画高水位等の設計条件を設定し、橋梁設計に反映させるとともに、設計条件に合わせて、必要に応じて、橋梁防護工、橋台付近の護岸工、洗掘対策工も併せて検討する。

2) 接続形式の再検討

インターチェンジの計画、設計に当っては、ウクライナ及び主要先進国の道路構造令・基準等を比較検討の上、道路交通計画の一環として総合的な検討を行うとともに、そこで交差接続する道路相互の種別及び級別、交通量と交通容量、速度のほか、計画地点近傍の地形、地物の現況、全体的な地域計画、土地利用などの将来計画、建設および管理に要する費用の経済性、交通運用上の安全性、便益等の諸条件を十分考慮して、もっとも適切な形式を選定するものとし、その経過について、JICAと適宜調整・協議するとともに、選定結果についてウクライナ側関係機関に説明の上、報告書に取りまとめること。

(4) 協力準備調査で実施した自然条件調査の補足

本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、自然条件調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。なお、自然条件調査においては、以下を想定しているが、コンサルタントは、参考資料等を確認し、必要な自然条件調査、及びその技術仕様（案）についてプロポーザルで提案すること。調査対象としては架橋候補箇所における橋梁下部工毎、及びその他必要箇所とするが、契約後に提案があれば必要に応じ数量・範囲を変更して調査依頼（契約変更）する。

ア) 地形調査

- 1) 衛星画像・衛星 DEM (400km^2) 調達、又は航空写真・航空レーザー測量
- 2) 気象調査及び水理・水文調査 (400 km^2) （注1）
- 3) 地形測量 (15km^2) またはドローン撮影
- 4) 深浅測量 (3km^2)

イ) 地質調査（アプローチ橋部、主橋部）

- 1) 陸上（垂直方向 $40\text{m} \times 4$ 本）アプローチ橋部
- 2) 浅い水上（垂直方向 $35\text{m} \times 4$ 本）アプローチ橋部
- 3) 深い水上（垂直方向 $30\text{m} \times 4$ 本）主橋部
- 4) 標準貫入試験（各ボーリング調査、深度方向に 1 m 毎）

ウ) 地質調査（アプローチ道路部、インターチェンジ部の簡易貫入試験）

各設計基準に定められる調査精度を参考に適切なピッチ（通常は 200m ピッチ）で土質調査/路床支持力調査を行い土質性状/路床強度を調査すると共に、縦断方向のみならず横断方向の調査について行い、改良を必要とする分散性土・膨張性粘土等の問題土の有無及びその範囲を十分に把握する（注2）。なお、横断方向の土質調査については、縦断方向の結果を踏まえ、調査要否を判断する。

（注1）気象調査については、航空当局等から最新の気象データを入手し、気温、湿度、雨量、風向・風速（風向別出現頻度、風速階級別出現頻度を含む）等の情報を整理すること。水理・水文調査については、ミコライウ市周辺の観測所等から最新の水位・水文データを入手し、河川水位、流量、流速、水質、水温、河道調査、既往洪水被害、氾濫実態、主要洪水水文量、河川凍結

実態、航路幅、設計対象船舶、船舶通過頻度等などの情報を整理すること。

(注2)「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年）、「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016年）を参考とすること。

（5）需要予測

「ウクライナ南部物流情報収集・確認調査」（2017年）では協力準備調査で推奨したルートにおける交通量調査・需要予測を更新しており、本調査においては「ウクライナ南部物流情報収集・確認調査」と協力準備調査における交通量調査・需要予測のレビューを行うとともに、「（2）協力準備調査で検討された路線・架橋位置のレビュー」で再検討した代替ルート各案と整備無しのケースについて短期・中期・長期の需要予測を作成し、調査対象地域全域、及び市内中心部における平均混雑度（VCR）、旅行時間費用（TTC）、車両運行費用（VOC）等の定量的指標のほか、事故損失、環境損失（大気汚染、騒音、地球温暖化）、人身事故件数に係る指標についても比較検討の上、「（2）協力準備調査で検討された路線・架橋位置のレビュー」へフィードバックする。

（6）支障物件調査

埋設物を含む支障物件調査を行い、この結果に基づき関連公共施設図を作成する。本事業でも相手国側負担事項の計画的な実施を促すことが必要であるため、支障物件調査に基づく、関連公共施設図を作成し、「（17）相手国側負担事項の整理」に活用する。支障物件調査の方法は、プロポーザルで提案すること。

（7）本邦技術の活用可能性の検討・提案

協力準備調査の中で検討した本邦技術のレビューを行い、最新の技術・市場動向を基に再検討を行い、その結果をJICAへ報告するとともに、本邦技術の活用可能性についてウクライナ側関係機関と十分に協議・調整を行う。また、本邦技術の活用可能性については隨時JICAから情報提供・作業依頼を行う可能性があり、かかる依頼を受けた場合には対応すること。また、JICAが開催予定の本邦企業を対象とした事業説明会に同席し（1回を想定）、事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情等、事業実施に重要なポイントにつきプレゼンテーションを行う。また、事業説明会で出された意見を踏まえ、必要に応じて対応をとること。

（8）施工期間中の安全対策の更新

協力準備調査で策定した施工期間中の安全対策のレビューを行い、「ODA建設工事等安全管理ガイド」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイド」）及びウクライナの工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を踏まえて更新する。

(9) 基本計画、施工計画、調達計画のレビュー

協力準備調査で策定された基本計画、施工計画、調達計画のレビューを行い、更新する。ウクライナ側関係機関と十分に協議・調整し、作業可能時間、資機材輸送経路、通行止め及び交通規制計画、支障物件の移設の可否等を確認、整理する。また、必要に応じてウクライナで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

1) 計画・設計の基本方針の更新

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（構造物、舗装設計、計画道路の基本的仕様）の更新

1) を踏まえ、本事業の基本計画の更新を行う。橋梁形式・接続形式の基本計画については、「（2）協力準備調査で検討された路線・架橋位置のレビュー」及び「（3）協力準備調査で検討された橋梁形式、接続方式のレビュー」で示した最適案に基づき更新する。アプローチ道路も含めた渡河部の幅員構成、既存道路・計画道路との接続形式についても十分に検討を行い、本事業の事業範囲を明確にする。なお、排水施設や橋梁防護工、護岸、照明灯、道路標識、料金所、バス停、歩道、側道、防護柵等の道路付属物の設置必要性についても検討し、要すれば計画内容に反映する。

3) 概略設計図の更新

4) 施工計画の更新

施工計画の更新に際しては、「（8）施工期間中の安全対策の更新」で確認した結果を踏まえ、ウクライナにおける JICA 及び他ドナーの他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

- 施工方針
- 施工上の留意事項
- 施工区分（先方負担工事との区分）
- 施工監理計画
- 品質管理計画
- 資機材等調達計画（輸送路検討含む）
- 実施工程（具体的な月次を考慮）
- 緊急時対応計画
- 安全管理計画

5) 最適輸送経路の選定

協力準備調査で策定した調達計画のレビューを行い、調達先（本邦調達、第三国調達、現地調達）を再確認した上で、概略事業費の再計算を目的として、資機材品目に応じた最適輸送経路の検討を行う。

(10) 実施・運営計画の更新

1) 協力準備調査及び「ウクライナ南部物流情報収集・確認調査」で確認された事業実施機関の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等のレビューを行い、最新状況をウクライナ側関係機関に確認の上、整理し、本事業の実施機関としての適切な体制を有しているか検討する。

- 組織・人員・予算・技術水準等の制約がある場合は、その制約を考慮した上で、事業を実施する適切な体制について考察・提言する。
- 2) 協力準備調査及び「ウクライナ南部物流情報収集・確認調査」で確認された対象橋梁の運営・維持管理体制のレビューを行い、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などについて最新状況をウクライナ側関係機関に確認し、整理する。

(11) 環境社会配慮追加調査方針の立案

旧 JBIC ガイドラインおよび新 JICA ガイドラインに基づき、次の事項について調査する。なお、環境社会配慮追加調査については現地再委託（ローカルコンサルタント）を前提に調査依頼（契約変更）する可能性がある。

- 1) 新 JICA ガイドラインに基づき、既存の環境影響評価（EIA）のレビューを行う。環境影響評価（EIA）のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。また、報告書のレビューにおいては、「カテゴリー B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」も参照することとする。環境影響評価（EIA）に含まれるべき主な調査項目は、以下のとおり。

- (ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）
- (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
- (ウ) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
- (エ) 新 JICA ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- (オ) 関係機関の役割
- (カ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- (キ) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- (ク) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- (ケ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- (コ) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）
- (サ) 予算、財源、実施体制
- (シ) ステークホルダー協議の結果（実施目的、参加者、協議方法・内容等の記録）

- 2) 新 JICA ガイドラインに基づき、住民移転・用地取得計画（RAP）のレビューを行う。住民移転・用地取得計画（RAP）のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。なお、レビューに当たっては、世界銀行「Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects」も参照する。また、報告書のレビューにおいては、「カテゴリー B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」も参照することとする。住民移転・

用地取得計画（RAP）に含まれるべき主な調査項目は、以下のとおり。なお、現時点での人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査、再取得価格調査等が実施されていないことが確認されている。

- (ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
 - (イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - (ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - (エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - (オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - (カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - (キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - (ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
 - (ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - (コ) 費用と財源
 - (サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - (シ) ステークホルダー協議の結果(実施目的、参加者、協議方法・内容等の記録)
- 3) 相手国の最新の環境社会配慮制度を確認の上、事業実施の上で必要な手続きの手順及び期間を確認する。
 - 4) 本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地が無いか確認する。用地取得が実施済の場合、その過程での住民協議方法や補償水準についての情報を収集し、新 JICA ガイドラインとの乖離の有無を確認する。
 - 5) 本調査で検討するルート・橋梁形式等を踏まえて、1) の作業に基づき、環境影響評価(EIA) 上で不足しているもしくは更新すべき点にかかる環境社会配慮追加調査方針の立案(定量的影响予測及び古くなった既存データの更新を含む)を行う。また、2) の作業に基づき、住民移転・用地取得計画(RAP) 上で不足しているもしくは更新すべき点に係る環境社会配慮追加調査方針の立案を行う。レビューの結果必要と認められる場合には、相手国等がそれぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを環境社会配慮追加調査方針に含めることを検討する。
 - 6) 3) ~ 5) の作業を踏まえ、環境社会配慮追加調査の実施体制に関する JICA とウクライナ側関係機関間との調整を支援すること。

(12) 概略事業費の再計算

本事業に適用可能と思われる各橋梁形式につき、最新の為替、資機材費に基づき、概略事業費については、以下の指示に従って再計算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）
 - ①用地補償等
 - ②関税・税金
 - ③事業実施者の一般管理費
 - ④他機関建中金利
- h. その他2
 - ①完成後の委託保守費
 - ②初期運転資金
 - ③移転地整備にかかる費用
 - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット（Excel ファイル）の様式にて提出する（コスト積算支援ツールの動作環境は、32bit 版 Windows OS（7 以上）、32bit 版 Microsoft Office（2010 以上）を推奨。Macintosh は推奨しない）。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上で、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

4) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

（13）プロジェクトのリスク分析レビュー

協力準備調査で実施したリスク分析のレビューを行い、本調査での検討結

果を踏まえ、必要な更新を行う。

(14) コスト縮減効果の検討

協力準備調査で検討した本事業によるコスト縮減効果のレビューを行い、本調査での検討結果を踏まえ、必要な更新を行う。

(15) 経済・財務分析及び運用・効果指標の更新

既存調査で検討した需要予測、定量効果・定量的指標（運用・効果指標）、定性効果のレビューを行うと共に、本事業完成後約2年を目処とした目標年の目標値の見直しを行う。

また、定量的指標として内部収益率(FIRR、EIRR)の再計算にあたっては、JICAから提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠するとともに、JICAが確認できるよう、算出過程をエクセルデータ等で確認できるようにしておくこと。

(16) 事業承認手続き確認

ウクライナ政府は、2013年に本事業のF/S(Stage P)承認手続きを完了している。しかし、本調査によって橋梁形式やルートなどに変更が生じる場合には、F/S変更・再承認手続きが必要となる。本調査においては、既に承認済みのF/Sの有効期限、F/S変更・再承認プロセス、事業開始までに必要なその他の承認事項及び手続きを実施機関と十分に協議・確認する。

(17) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）を整理する。また、相手国負担による工事については、組織体制・予算などの実施能力を十分に確認の上、事業の実施工程を検討する。

(18) インテリム・レポートの作成、協議

代替ルート案及び橋梁形式代替案の比較分析、概略事業費、需要予測、本邦技術の活用可能性、既存環境社会配慮文書(EIA及びRAP)のレビュー結果及び環境社会配慮追加調査方針等をインテリム・レポートとして取り纏め、ウクライナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(19) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、ウクライナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(20) ファイナル・レポートの作成、協議

ウクライナ政府関係者等へのドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議を踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、

成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：英語 3 部（簡易製本）

2) インテリム・レポート

記載事項：代替ルート案及び橋梁形式代替案の比較分析、概略事業費、需要予測、本邦技術の活用可能性、既存環境社会配慮文書（EIA 及び RAP）のレビュー結果及び環境社会配慮追加調査方針等

提出時期：2018 年 6 月下旬

部 数：英語 3 部（簡易製本）

ウクライナ語 1 部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018 年 8 月下旬

部 数：英語 3 部（簡易製本）

ウクライナ語 1 部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018 年 10 月 31 日

部 数：和文・英語・ウクライナ語先行公開版（簡易製本）各 10 部、和文・英語・ウクライナ語（製本）各 10 部、CD-R 3 部（和文/英語 2 部、ウクライナ語 1 部）

注 1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

注 2) 先行公開版（簡易製本）は、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公表となる情報部分を除いた先行公開版を作成し、調査終了後、速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則として以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上、決定すること。

- 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる事業費積算関連情報
- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の業務や財務に係る情報

注 3) 報告書の作成においては、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに注意を払い、国際的に通用する英語・ウクライナ語とともに、該当分野に関する経験・知識が豊富なネイティブ・スピーカーによる校閲を必ず受けること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文3部

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、ファイナル・レポート提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、ファイナル・レポート提出時はファイナル・レポートに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数：ファイナル・レポート提出時はファイナル・レポートに添付もしくは別添とする。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2018年4月上旬より開始し、2018年6月下旬までにインテリム・レポート提出、2018年8月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート提出、2018年10月下旬までにファイナル・レポート提出、2018年11月下旬の終了を目指とする。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びウクライナ側関係者と協議の上で変更することがある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約16M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた調査費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1. 総括／交通計画（2号）
2. 橋梁計画・設計（上部工）（3号）
3. 橋梁計画・設計（下部工）
4. 道路計画・設計
5. 積算・調達・施工計画
6. 需要予測・経済分析
7. 自然条件調査（地形、地質、水理・水文）
8. 環境社会配慮

(3) 翻訳・通訳の傭上

現地調査中の通訳及びウクライナ語の資料の翻訳については、英語－ウクライナ語の翻訳・通訳の傭上費用をプロポーザルの見積の中に含めること。なお、翻訳は、300頁ほどを目指とする。

3. 相手国の便宜供与

本調査の実施にあたっては、JICAより、主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知等、円滑な調査実施のための協力を必要に応じて行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与に係るJICAの支援を必要とする場合には、隨時連絡・協議すること。

4. 参考資料

(1) 公開資料

- ✓ ウクライナ国「ウクライナ南部物流情報収集・準備調査」ファイナル・レポート（2017年6月）

DL 先 : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12288916.pdf>

- ✓ 「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年3月）

DL 先 : http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12129334.pdf

- ✓ 「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年4月）

DL 先 : http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12232211_01.pdf

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12232211_02.pdf

- ✓ 「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016年12月）

DL 先 : http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12287975_01.pdf

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12287975_02.pdf

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12287975_03.pdf

（2）貸与資料

- ✓ ウクライナ国「ミコライフ橋建設事業準備調査」ファイナル・レポート（2011年11月）（積算等、一部資料を除く）
- ✓ カテゴリB案件報告書執筆要領（2017年4月）
- ✓ 「ウクライナ国「ミコライフ橋梁建設事業」の環境社会配慮確認に係る調査」報告書（2013年1月）

5. 現地再委託

本指示書中に明記されている「自然条件調査」については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを可とする。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

また、プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。このほかに現地再委託が適切であると判断されるものについては、プロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託費は本見積として計上すること。

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、経費は見積に含めること。

7. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録し、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA、在ウクライナ日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAと常時連絡が取れる

体制とし、特に地方にて活動する場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA と緊密に連絡を取るよう留意する。また、日本国内におけるバックアップ体制も構築する。なお、当該安全管理体制はプロポーザルに記載すること。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

